

赤穂に住もうよ!

平成25年4月～受付開始!



新婚世帯家賃助成事業 のお知らせ

赤穂市では、若者世代の市外流出に歯止めをかけるとともに、市内外の新婚世帯の定住を促進するため、新婚世帯に対し賃貸住宅の家賃の一部を赤穂商工会議所が発行する商品券をもって助成する「新婚世帯家賃助成事業」を実施しています。

【助成の内容】(助成金は赤穂商工会議所が発行する商品券で、市内の加盟事業所で使用できます。)

- 基本月額1万円、さらに夫婦のいずれかが市外からの転入者の場合月額3,000円、夫婦共に市外からの転入者の場合月額6,000円を加算します。

空き家情報バンク登録物件を賃貸した場合月額3,000円加算します。

※毎年度3月分までを年1回一括で助成します。毎年度3月31日時点で資格要件を満たすことが支給の条件となります。

- 最大36か月分(3年間)助成します。

3
年
間
で

夫婦が共に赤穂市民の場合	最大36万円
赤穂市民と転入者の夫婦の場合	最大46万8千円
夫婦が共に転入者の場合	最大57万6千円

【助成対象の主な要件】(平成29年4月1日から平成32年3月31日まで受付)

項目	内容
①婚姻	●平成25年4月1日以後に婚姻した夫婦で、婚姻の届出の日から1年以内の新婚世帯
②年齢	●初年度の申請日現在、夫婦のいずれかの年齢が満40歳未満であること
③住民登録	●夫婦として市内に居住していること(住民登録)
④住宅要件	●市内の住宅を賃貸借契約し、入居していること ●実質家賃負担額【注】が3万円を超えていること ●夫婦のいずれかが借主(契約者)であること
⑤市税等の納税	●市税及び賃貸住宅家賃の滞納がないこと
⑥その他	●他の公的制度による家賃助成を受けていないこと ●過去にこの要綱に基づく助成を受けたことがない世帯であること

【注】実質家賃負担額とは、家賃(共益費及び管理費は含み、駐車場使用料は除く)から住宅手当を除いた額です。

助成月額	実質家賃負担額と3万円の差額が1万円を超える場合は1万円とし、1万円未満の場合は千円未満の端数を切り捨てた後の額とします。また、転入者を含む新婚世帯の場合は、転入者の人数に応じ3千円又は6千円を加算します。 空き家情報バンク登録物件を賃貸した場合、月額3千円を加算します。
------	---

詳細については、『新婚世帯家賃助成事業のしおり』又は市民対話課へ



初年度の申請時に必要な書類等

	書類	対象者	注意・説明
①	住民票	世帯全員	続柄記載のもの 夫婦及び同居している家族について必要です。
②	戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）	申請者及び配偶者	
③	賃貸借契約書 （全ページの写し及び原本）	申請者又は配偶者	契約者は申請者又は配偶者のいずれかであること。（原本は確認後お返しします。）
④	住宅手当支給証明書（様式第2号）	給与所得者全員（住宅手当が支給されていない方も必要）	申請日の前月の支給状況を勤務先に証明してもらった上、提出してください。
⑤	家賃内訳証明書（様式第3号）	申請者又は配偶者	賃貸借契約書で家賃（共益費込）の内訳が不明確な場合のみ提出してください。
⑥	市税納税証明書（別紙様式） ※1人につき正副2枚を税務課窓口 に提出し、証明を受けた1通を 市民対話課に提出してください。	申請者及び配偶者	・夫婦それぞれの証明書が必要です。 ・転入者、住民税非課税の方も、赤穂市の税金で未納の税額がないことを書面で証明するために必要です。
⑦	誓約書（様式第4号）	申請者及び配偶者	
⑧	申請者の印鑑	申請者	認印

注意事項

- ① 郵送による申請の受付は行いません。直接、市民部市民対話課（市役所1階）で申請してください。
- ② 助成金の支払いは、当該年度分の請求書を毎年3月指定日までに提出することが必要です。（初年度から最終年度まで毎年度請求書の提出が必要です。）
- ③ 助成金の支払いは、各年度3月末日時点で資格要件について改めて審査を行った後、支給します。

【問合せ先】赤穂市 市民部 市民対話課（赤穂市役所1階）

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

TEL:0791-43-6812 FAX:0791-43-6810

E-mail:taiwa@city.ako.lg.jp HP: [赤穂市 定住へのお誘い](#)

受付時間 平日:午前8時30分から午後6時00分(土、日、祝日及び年末年始は休み)

